|  |
| --- |
| ※　受付番号 |
|  |

様式第１号（R4.12.2）

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）　出向実施計画（変更）届

出向の実施につき、次のとおり届けます。

　　　　なお、この計画届による出向の状況の確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

　　年　　月　　日　　　　　　　　　　 事業主　住　所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　又は　 名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代理人　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者が代理人の場合、上欄に代理人の、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入

を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令

第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の、下欄に申　　　　　　　　　　　請者の氏名等を記載してください。

労働局長　殿　　　　　　　　　　事業主又は

住　所　〒

（　　　　　　　　公共職業安定所長経由）　　 　(提出代行者・事務代理者)

名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会保険労務士

氏　名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出向元事業所 | (1)事業所番号、名称及び所在地等 | (2)主たる事業及び企業規模 | |
| 雇用保険適用事業所番号  名　称  所在地　〒  事業主氏名  （法人である場合は代表者の氏名）  電話番号　　　　（　　　　） | 大分類 | 企業規模 |
|  | 大 ・中小 |
| （3）資本の額又は出資の総額／常時雇用する労働者の数  円　／　　　　　　　　人 | |
| (4）事務担当者職・氏名(電話番号（(1)と異なる場合）)  電話番号　　　　（　　　　） | | |
| （5）出向計画届に基づく出向を実施する期間中における助成金の支給対象となる出向の受け入れ又は本助成金以外の助成金・補助金・委託費等支給の有無（予定を含む）  （　有　・　無　） | （有の場合その受けている助成金・補助金・委託費等名） | |
| (6) 別紙②欄の出向予定労働者について、裏面【記入要領】の5に該当することの有無  （　有　・　無　） | (7) 事業主都合による解雇等の有無  対象労働者の出向開始予定日の前日から起算して６か月前の日から届出日までの間に自ら雇用する雇用保険被保険者を事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む）を行ったことの有無  　　　　　　　　　　　　　　　　（　有　・　無　） | |
| (8) 出向開始基準日  別紙（既に提出済のものも含みます）の②（３）の出向開始予定日のうち、最も早い日を記載してください。  出向先事業所が複数ある場合は、各出向先事業所の出向開始予定日のうち、最も早いものを記載してください。 | 年　　　月　　　日 | |
| （9）変更理由  提出済の出向計画届の内容について、変更を届け出る場合は、a～gのうち該当する変更理由に「○」を付けてください。 | a　出向労働者数の増加  b　出向期間の延長  c　出向先事業所の増加・変更  d　出向労働者の変更  e　賃金類型  f　支給申請頻度  g　スキルアップ計画の内容の変更 | |

※出向先事業所ごとの審査対象期間、出向予定労働者等については、様式第１号別紙に記載してください。

様式第１号（裏面）

【記入要領】

１　本様式は、出向元事業所ごとに別葉で作成し提出してください。

２　(２)「大分類」欄には、日本標準産業分類により大分類のＡ～Ｓを記入してください。

　　大分類を、【A農業・林業、B漁業、C鉱業・採石業・砂利採取業、D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業・郵便業、I卸売業・小売業、J金融業・保険業、K不動産業・物品賃貸業、L学術研究・専門･技術サービス業、M宿泊業・飲食サービス業、N生活関連サービス業・娯楽業、O教育・学習支援業、P医療・福祉、Q複合サービス事業、Rサービス業（他に分類されないもの）、S公務（他に分類されるものを除く）】のうちから記入してください。

　　（２）「企業規模」欄には、「大」又は「中小」のどちらかに「○」を付けてください。

３　(３)欄には、届出の日における、届出事業主の「資本の額又は出資の総額」、及び届出事業主のすべての事業所で「常時雇用する労働者」（２か月を超えて使用される者（※1）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等（※2）である者の数）をそれぞれ記入して下さい。

※1　「２か月を超えて使用される者」とは、実態として２か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び２か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。

※2　「週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等」とは、現に当該企業の通常の従業員の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。

４　（５）欄には、出向元事業所において、他の事業所に係る雇用保険被保険者を出向により受け入れ、当該出向について当該他の事業所の事業主が産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース、スキルアップ支援コース）、雇用調整助成金（出向）または通年雇用助成金の支給を受けている（予定がある場合を含む）か否か、併給調整の対象となる助成金等の支給対象となる労働者を現在雇い入れている（今後雇い入れる予定がある）か否か、又は上記の助成金以外で国・地方公共団体からの補助金や委託費等を受けていたか否か、もしくは、申請する予定があるかについて、「有」又は「無」のどちらかに「○」を付けてください。「有」の場合は受給している（申請する予定の）助成金、補助金、委託費等の具体的な名称を記入してください。なお、欄に記入しきれない場合は、別紙（様式任意）にまとめてください。

５　（６）欄には、別紙②欄の出向予定労働者について、次のいずれかに該当する場合は「有」に、いずれにも該当しない場合は「無」に「○」を付けてください。「有」の場合は、当該出向予定労働者について、本助成金の支給を受けることはできません。

　　イ　期間の定めのある労働契約を締結している者

　　ロ　届け出日まで出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が６か月未満である者（出向開始日の前日時点で、６か月に達する見込みの場合を除く。）

　　ハ　解雇を予告された者、退職願を提出した者又は事業主による退職勧奨に応じた者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。）

　　ニ　雇用保険法第37条の５第１項の申出をして高年齢被保険者となった者（特例高年齢被保険者。複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者について、本人の申出に基づき、雇用保険の高年齢被保険者となることができるもの。）

　　ホ　日雇労働被保険者

　　ヘ　以下のいずれかに該当する事業主等の資本的、経済的、組織的関連性等からみて、助成金の支給において独立性を認めることが適当でないと判断される事業主から、当該事業主において雇用保険業務に関する業務取扱要領20351（1）に規定する雇用される労働者に該当しない者を雇い入れている場合における、当該雇入れ者

　　 (ｲ)　他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。

　　　(ﾛ) 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

ト　事業主が、その事業所において雇用保険業務に関する業務取扱要領20351（1）に規定する雇用される労働者に該当しない者を２以上の事業主間で交換し雇い入れている場合における、当該雇入れ者

チ　出向開始日の前日から起算して３年前の日から、届け出日までの間のいずれかの日において、雇用関係、出向、派遣、請負、委任等により、出向先事業所において就労したことがある者

リ　出向開始日の前日から起算して６か月前の日から、届け出日までの間のいずれかの日において、出向、派遣、請負等により、出向元事業所以外の事業所において就労したことがある者

６　（７）欄には、対象労働者の出向開始予定日の前日から起算して６か月前の日から届出日までの間に自ら雇用する雇用保険被保険者を事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む）を行ったことがあるかについて、「有」又は「無」のどちらかに「○」を付けてください。「有」の場合は、本助成金の支給を受けることはできません。

なお、「解雇等」とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「３」と判断されるものをいいます。

７　※印欄には記入しないで下さい。

【出向計画届の提出にあたっての注意事項】

本様式は、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）ガイドブック」の「出向計画届に必要な書類」に示す添付書類を用いて次によって、出向元事業所の事業主が提出して下さい。

１　出向の実施に関する労使協定及び出向元事業主と出向先事業主との間の出向契約に定めるところによって実施することを予定する出向について提出して下さい。

２　（８）出向開始基準日の前日までに提出して下さい。ただし、天災その他やむを得ない理由によりその日までに届け出ることができないときは、その旨を記した書面を添えて当該理由のやんだ後1か月以内に提出して下さい。

３　この届出の記載内容に不備がある場合や、必要な添付資料の提出がない又は記載内容に不備がある場合で、管轄労働局長が定める期間内に必要な補正又は提出がなされない場合には、助成金が支給されないことがあります。

４　届け出た事項のうち、出向先事業所の増加・変更、出向労働者の変更、出向労働者数の増加、出向期間の延長、賃金類型または様式第２号の記載内容に変更に変更が生じたときは、様式第１号の表題中「変更」の部分を○で囲み、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）ガイドブック」の「出向計画届（変更届）に必要な書類」に示す書類と併せて、その内容の変更が生じる日のうち最も早い日から起算して３か月前の日から当該変更の生じる最も早い日の前日まで（天災その他当該期日までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月以内）に、届け出てください。この届出を怠ると、受給できないことがあります。

５　代理人が申請する場合にあっては、委任状（写）を添付して下さい。

６　この届出書を取り下げるときは様式上段の「出向の実施につき、次のとおり届けます。」を「出向の実施につき、次のとおり届けたところですが、これを取り下げます。」と修文し、すでに届けている内容を記入のうえ支給申請書を提出する前までに提出して下さい。